

低所得の子育て世帯対象 子育て世帯生活支援特別給付金

○ひとり親世帯の方

支給対象者 ①～③のいずれかに該当する方

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方

※①に該当する方については、5月29日に児童扶養手当を受給している口座に振込ます。

- ②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（公的年金等には、遺族年金、障害年金、労災年金、遺族補償などが該当）

※その他世帯分の給付金を受け取った方を除きます。

- ③食費等の物価高騰の影響を受け家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

※その他世帯分の給付金を受け取った方を除きます。

支給額 児童1人あたり一律 **5万円**

※①に該当する方は申請不要、②③の該当者は申請が必要です。詳しくは市HPをご確認ください。

○その他世帯分

支給対象者 ①②の両方に該当する方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

- ①令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者であった方（申請の可否に関わらず、前回の受け取った又は受取を拒否した方）

※①に該当する方については、5月29日に前回の給付金を振込した口座に振込ます。

- ②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等（※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方。支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

支給額 児童1人あたり一律 **5万円**

・申請が必要な方は、ホームページをご確認の上、必要書類を揃えて、
宮古島市役所 子育て支援課 子育て給付係 まで提出 又は 郵送してください。

お問合せ ■厚生労働省コールセンター ☎0120-400-903 / 平日9:00~18:00
■宮古島市役所 子育て支援課 ☎72-3751(代) (内線2584・2593)

令和5年度 無料セミナー参加者募集のお知らせ

厚生労働省委託「地域雇用活性化推進事業」

受講料無料

宮古島市雇用創造協議会では、求職者支援及び地域産業活性化の一環として、様々なセミナーを開催しています。

対象者：求職者・転職希望者

○就業スキル習得セミナー ～PCスキル・ビジネススキル 宮古島の食の機能性について学ぼう～
第2期 令和5年7月3日～14日（月～金）全10日間 ※締切6月29日（木）17時まで
第3期 令和5年9月4日～15日（月～金）全10日間 ※締切8月31日（木）17時まで
講座時間 9:30～16:30（※先着20名）

対象者：事業主・従事者・創業希望者

○創業支援セミナー～地域特性を活かした 創業ノウハウ、事業展開のヒント～
令和5年9月19日～22日（火～金）4日間 ※締切9月14日（木）17時まで
講座時間 18:30～21:30（※先着8社）

申込方法

電話：79-5296 HP（メール）：「宮古島市雇用創造協議会」で検索
直接来所：お気軽にお越し下さい。（平日8:30～17:00）

※諸事情により各種日程、セミナー会場等が変更となる場合がございます。ご了承下さいませ。
※詳細は宮古島市雇用創造協議会（琉銀ビル4F406）☎79-5296 FAX：79-5289

児童手当特例給付 制度変更及び現況届のお知らせ

みやこじま
子育て応援団

令和4年6月から児童手当制度が変わりました！

○特例給付の支給に係る所得上限額があります。

令和4年6月分（10月支給分）から、受給者の所得が制限上限額を超えた場合は、児童手当等が支給されなくなりました（詳しくはホームページをご覧ください）。

○「現況届」の提出が原則不要となりました

「現況届」は、6月1日のお子さんの養育状況や所得を確認するもので、全ての受給者の方に提出をお願いしておりましたが、令和4年度からは一部の方を除き不要となります。

<現況届の提出が必要な方>

- ・住所が異なる支給要件児童を養育している方（別居監護）
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当等を受給している方
- ・戸籍がない支給要件児童を養育している方
- ・離婚協議中で配偶者と別居している方
- ・法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ・その他、宮古島市から提出の案内があった方

窓口での受付期間 令和5年6月5日（月）から6月30日（木）
平日9:00～17:00（12:00～13:00除く）

児童手当の現況届は郵送での提出ができます。

○宮古島市から現況届の用紙とお知らせ等を郵送します。

○現況届に記入のうえ、必要書類を添えて子育て支援課へ提出してください。

※詳しくは現況届の用紙に同封する文書、記入例などをご確認ください。

△注意事項△

- 1、受付期間内に提出がない場合は、6月以降の手当が受けられなくなります。
- 2、令和5年度（令和4年1月1日から令和5年12月31日）の所得申告をしていない方は、令和5年1月1日に住所のある市町村へ申告をしてください。

問 子育て支援課 ☎72-3751（内線2584・2593）

令和6年度

宮古特別支援学校

幼稚部入試のお知らせ

幼稚部に入学するためには入試が必要です。

入学を希望する場合は、必ず志願前相談を行って

下さい。また、障害のあるお子さんについて、いつでも教育相談を行っています。

入学までの流れ

- ①志願前相談（必須）
- ②募集説明会（必要書類受け取り）
- ③願書提出→④入試→⑤入学予定者発表→⑥入学

■令和6年度対象者

平成30年4月2日～令和3年4月1日
生まれの方（今年度3、4、5歳になる幼児）

■志願前相談 6月～9月28日（木）まで

■募集説明会 9月12日（火）

■願書受付 11月9日（木）・10日（金）

■入学検査 11月21日（火）・22日（水）

※日程は変更になる場合がありますので
お問い合わせください。

問 県立宮古特別支援学校

幼稚部入試担当：新城 ☎72-5117（13:30～16:45）